

◎成年後見制度の利用の促進に関する法律

(平成二八年四月一五日法律第二九号) (衆)

一、提案理由 (平成二八年三月二四日・衆議院本会議)

○西村康稔君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、成年後見制度の利用の促進に関する法律案についてであります。

本案は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念等を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議を設置する等の措置を講ずるものであります。

本案は、昨日、内閣委員会において、内閣の意見を聴取した後、賛成多数をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

…………… (略) ……………

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院内閣委員長報告 (平成二八年四月六日)

○神本美恵子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、成年後見制度の利用の促進に関する法律案は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置する等の措置を講じようとするものであります。

…………… (略) ……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、衆議院内閣委員長西村康稔さんより趣旨説明を聴取した後、現行の成年後見制度と障害者権利条約との整合性、成年後見制度の当事者からの意見聴取の有無、成年被後見人等の意思決定を支援する制度の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了した後、成年後見制度の利用の促進に関する法律案に対し、自由民主党及び公明党を代表して上月理事より、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要となる規定の整理を行うことを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より両法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、成年後見制度の利用の促進に関する法律案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、修正議決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

なお、成年後見制度の利用の促進に関する法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由（平成二八年四月五日）

○上月良祐君 私は、成年後見制度の利用の促進に関する法律案に対し、自由民主党及び公明党を代表して、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

これより、その趣旨について御説明いたします。

修正の要旨は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が四月一日に施行されたことに伴い必要となる規定の整理を行うものであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

以上です。

○附帯決議（平成二八年四月五日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう現状の問題点の把握に努め、それに基づき、必要な社会環境の整備等について検討を行うこと。

二、成年後見人等の事務の監督体制を強化し、成年後見人等による不正行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。

右決議する。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。

（注） 参議院本会議修正議決後、衆議院に回付、同意の上、成立した。